

埼玉県立浦和特別支援学校PTAとの懇談会

令和7年11月19日

10時00分～12時00分

場所：ときわ会館5階 小ホール

1. 生活に関すること

(1) 学生、成人以降も利用できるデイサービス施設の増設をお願いいたします。また、利用時間の延長や、土日祝日の利用もスムーズにできるようになるとよいです。

回答内容

さいたま市障害者総合支援計画において、障害福祉サービス事業所等の定員を国庫補助金を活用した整備により毎年40人分の定員を増やす計画を立て、整備を促進しております。国庫補助金（建設費について国1/2、市1/4、法人1/4）による整備は、公募を行い、民間法人に施設を整備していただいております。その中で、延長支援加算を実施する計画を優先して採択しているところです。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

当日の質疑応答

PTA： 毎年市からの回答内容が同じなので、もっと具体的に回答してほしい。整備を促進しているということだが、今の状況はどのようになっているか。

障害政策課： グループホームを西区、生活介護（デイサービス）を桜区で整備しており今年度中に完成する。

PTA： こちらの要望では、障害者のデイサービス施設を増やして欲しいと聞いているのだが、それに対する回答は？

障害政策課： 整備しているグループホームは日中支援型なので、デイサービスと同等のもので認識し、回答いたしました。

PTA： 支援が必要な生徒数は増大している一方で利用できるサービスが無いが、生徒たちは今後どうしたらよいのか？市が民間に任せずに必要な整備を行っていくべきではないのか？特に浦和特支の学区内について、どうにかしてほしい。（要望）

PTA： 美園地区では人口がどんどん増えてきております。小中学校が増設されており、当然それに比例して、障害のある子どもたちも増えているはずなので、緑区的美園地区を重点的にどうにかデイサービスを増設できるよう取り組んでほしい。

障害政策課： 施設整備に関して国庫補助を活用して進めておりますが、やはり民間整備という制限がありまして、どうしても民間事業者に手を挙げていただいて、そこに国庫補助を投入するといった流れですが、まず土地探しが問題となっております。次に、物価高騰の影響等ありまして南区を中心に地価が上昇しており、整備を進めていくという状況がありまして、緑区も地価が上昇しておりあまり整備が進んでない状況です。また、整備要件として、なるべく事業所が少ないというところを中心にお願いしていますが、うまく進んでない状況です。

PTA： どの地区も都市化になっていくにしたがって地価が上がっており、なかなか手を出しにくい地域だと思うので、何か補助金や、土地の貸付ですか、何かそういう事業者が参入しやすくなる取り組みなどをさいたま市が検討してほしい。

障害政策課： 人が集まる地区のため、やはり事業所も今後増えていくと考えている。ただ当課で、そこをなかなか後押しできる状況ではないため今後方策を練っていこうと思っております。

1. 生活に関すること

(2) デイサービスなどの利用の負担上限額を所得に関係なく一律にさせていただきたいです。また、手当などの補助の所得制限をなくして、支給は平等にさせていただきたいです。

回答内容

障害福祉サービス等の利用者負担上限月額については、国の定める基準により、世帯の所得に応じた額となるため、一律にすることはできません。また、手当のうち、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当については、国の定める基準による所得制限であり、撤廃することはできません。心身障害者福祉手当については、市の条例で定めておりますが、所得制限の緩和を行うことは本市にとって財政的に大きな負担が見込まれるため、現状では大変難しいものと考えております。本手当を受給されている方の安定した財源を確保するためにも、引き続き県内の市町村等、他自治体の動向を注視しながら慎重に検討して参りたいと考えております。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課

当日の質疑応答

- PTA：利用者負担額が、収入に応じるとはいえ 4,800 円と 37,200 円といった大きな格差を少しでも少なくしてほしい。(昨今は高校生の授業料の免除や児童手当の所得制限の撤廃など法で定められております。)
- 障害福祉課：利用者負担額につきましては、国の方で定めているところにありますが、ご意見承りまして他自治体等の動向等も、注視してまいりたいと考えております。
- PTA：実際に名古屋市なんかは 4800 円と 3 万 7200 円の間にあると伺っている。国の基準で設けているとおっしゃっていたが、なぜそのようなことができるのか。
- 障害福祉課：予算を確保して、その世帯の収入に応じてプラスして定めているところとは思いますが、今のところさいたま市は国の基準に準じて設定しております。
- PTA：ほかの自治体ではできていることなので前向きに検討してほしい。また、このような国の基準を変えるといったときにわれわれ保護者は何ができるのか。〈別添回答書を参照(下記内容)〉
- 障害福祉課：総務省行政相談センター(愛称 きくみみ)にて行政相談の窓口を設置し、電話やインターネットにより、ご意見やご要望を受付しております。また、国の行政機関では、制度を決める際に、事前に意見公募手続(パブリック・コメント制度)で広く国民からの意見や情報を募集する機会がございます。このような制度をご活用いただく手段もございません。

1. 生活に関すること

(3) 移動支援の上限額を他市と同様に4,600円にさせていただきたいです。また、移動支援を希望通りに利用できるよう、人員の増員やサービスの充実をお願いいたします。

回答内容

移動支援の利用者負担額については、原則、サービスに要した費用の1割としており、負担軽減措置として世帯の所得状況に応じた上限額を設定しております。上限額の引き下げは、本市の財政的に大きな負担が見込まれるため、大変難しいものと考えております。また、移動支援は非常にニーズが高いため、平成29年には、通学通所支援でのグループ支援導入、令和2年には、グループホームからの通学通所支援を可能とし、令和3年には、片道利用を可能とし、令和5年には、通学通所支援の対象要件を緩和、令和6年には移動支援でのグループ支援導入、10月からの報酬改定など少しずつ見直しをいたしております。今後もより利用しやすい事業となるよう研究・検討してまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課

当日の質疑応答

- PTA： 移動支援について、毎年改善している状況について、感謝いたします。しかしながら、まだまだ必要な保護者や家庭に届いてない状況であり、利用しようとしても何とか月に1回使えるような状況です。
- 障害福祉課： なかなか見つかりにくいという現状は市としても、課題と考えております。事業所が増えて支援員の方が増えるということが新たな利用する方の支援につながると考えております。本市でも、移動支援の事業所をもっと拡大していくために居宅介護を実施しているような事業所で、移動支援事業を行っていない事業所への連絡や、新規で居宅介護などの事業所指定申請の相談があった際には、移動支援事業の説明も行い、新たに移動支援事業所として登録をしていただけるよう促しております。今年度当初に、170箇所程度だった市内の移動支援事業所数が、11月1日時点では180箇所に増えております。今後も、利用を希望する方が利用しやすくなるよう事業所を増やしたり、制度の見直しを行ったりして参りたいと考えております。
- PTA： 移動支援の事業所が見つかり利用しようと思ったら、できれば行動援護にしてくれないかと相談をされた。事業者が移動支援を行うメリットや旨味が少なすぎるのではないか。
- 障害福祉課： 同じようなサービスであった場合に、法定サービスを優先的にご利用していただくよう要綱で定めております。(行動援護は法定サービスに位置付けられております) また移動支援の報酬につきましては今後も、ヘルパー事業所の方に展開や、人員の確保をしやすいように報酬の見直しも、検討していきたいとは考えております。

1. 生活に関すること

(4) 療育センターさくら草、小児医療センター、獨協さいたま医療センターどこもいっばいで診察を受けることが難しい状態です。また、さいたま市の医療機関では卒園と同時に通院も終わってしまうので、学齢期も受診や療育を受けられる体制にさせていただきたいです。

回答内容

ひまわり学園では、これまでの成長段階での困りごとや参加されている集団での様子などを相談員が聞き取り、課題を整理したのちに受診していただいております。就学後の児童に関しましても、継続した受診や外来療育が必要である場合は、それぞれの発達段階に合わせた支援を行うことで、児童の成長を促しております。今後も引き続き、児童及び保護者に対する丁寧な相談・支援を心がけ、個々の状態に合わせた適切な療育が提供できる体制を確保してまいります。

回答課：子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 療育センターさくら草

当日の質疑応答

- PTA： 就学前から通っている療育センターさくら草を、中学校でも継続して利用しているが、予約を取れるのが朝9時から10時の時間帯のみのため、学校を休むか遅刻して連れていくしかない。通い続けたくても、就学後は難しいため、受付時間を長くするか、月に何回か土曜日の午前中だけでも増やしてもらうことはできないか。
- さくら草： 土曜日の開所や診療時間の延長等に関しては対応するドクターとの調整が難しく実現が困難であることが実情です。
- PTA： 回答書の中で、就学後の児童の受診に関して、継続した受診や外来療育が必要な場合とあるが保護者が必要といえれば継続してもらえるのか。
- さくら草： 希望だけというわけにはなかなかいきません。知的発達症支援の狙いが、障害の受容、環境調整という2つの大きなテーマがあります。障害の受容とは、問題の認知、状態の把握を行い、対応をどうしていくかと進めていくことで、環境調整とは、問題が発生し、その問題はどこかについて、ケースワーカーを通して判断し、それをドクターと本当に必要と判断した結果、療育が必要という場合には療育で対応していくことです。環境調整ということであれば、むしろ学校の先生たちの方が専門ではあるので、そちらにお願いしたほうが良いのではないかと考えています。
- PTA： 今話を聞くと、療育の環境調整は学校がやるように聞こえるが？
- さくら草： 子供が大きくなってきた際の環境調整は、普段見ていらっしゃる担任の先生、または各学年の先生や特別支援のコーディネーターといった方が行い、そこが難しくなってきた場合、必要になった際には、こちらでお

受けるといった線引きとさせてもらっています。

PTA：昔ながらの学校任せという考え方は、納得がいかない。療育に通っている未就学者がそこでいろんなことを経験して、このまま継続すればもっとよくなるのではと保護者として考えているのに対して、未就学が終わると終わりですよというように見受けられる。

さくら草：最初のうちの療育はとても手厚くやらなければならないと考えています。しかしながらある程度の期間が経ったところでは、就学や就労となってきたときに療育というよりは、社会参加をどのようにしていくのか、ということを経験の中で、調整、対応をしていくことが比重として大きくなると思っています。ずっと医療よりもむしろ、そちらを使っていった方がうまくいくと考えています。もちろん療育が必要だといった場合には対応は可能です。そういう分け方をさせてもらっています。

PTA：ぜひそこは変えていただきたい。さいたま市に切られていると感じる保護者が多いかと思います。その説明をもう少し詳しく載せるなどしてほしい。あと、さいたま市療育の現状と課題中で、縦横繋がる切れ目のない、と書いてあるが切れていると感じる。

1. 生活に関すること

(5) 紙おむつの助成が月 5000 円では全然足りておらず、支給額を上げていただきたいです。他市では 10000 円のところもあります。昨今の物価上昇も考慮して生活資金が不足しているのご検討をお願いいたします。

回答内容

紙おむつの助成につきましては、日常生活用具給付等事業の中で給付をしております。昨今の物価変動を踏まえ、日常生活用具全般の基準額について、見直しを行い、重度又は最重度の知的障害児者への紙おむつにつきましては、令和 7 年 4 月より基準額を 5,000 円から 5,300 円に引き上げたところがございます。今後につきましても、物価変動等に対応できるよう、定期的に見直しを行っていきたいと考えております。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課

当日の質疑応答

PTA： 紙おむつの助成金額が物価変動を踏まえて見直しを行ったと伺ったが、送迎のためのガソリン代補助等も現在のガソリン代の金額に見合った額に見直しをしてほしい。

障害福祉課： 自動車燃料費の助成事業につきましては、基本的にガソリンの小売価格の抑制について国の施策で対応しているため特にこちらで検討していなかったが考えさせていただきたいと思います。

1. 生活に関すること

(6) 受給者証などの紙面等の手続きが毎回負担になっています。マイナンバーを利用し、障害者手帳と連携した手続きの簡略化をお願いしたいです。区役所訪問や何回も書類を提出することが保護者には負担になっています。

回答内容

マイナンバーの利用に関しましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の定められた範囲内において可能ですが、当該手続きは対象外となります。来庁が困難な方等につきましては、区役所支援課にて柔軟に対応しているところと認識しておりますので、区役所支援課に御相談ください。

また、今後につきましては、オンライン申請が可能となるよう手続きの見直しを予定しているところでございます。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課

1. 生活に関すること

(7) 家庭内の困り事をどこへどう相談したらよいかわかりません。ホームページも非常に見づらく更新もあまりしていないように感じます。窓口の担当の方が区によって対応が異なることがあり、どの窓口でも一定のガイドラインに従って案内することをお願いいたします。

回答内容

家庭内の困り事につきましては、各区の支援課や障害者生活支援センターで相談に応じることが出来ます。市のホームページでは、様々な相談窓口を掲載しておりますが、引き続き、市民の皆様へ見やすく分かりやすい情報を提供出来るように努めてまいります。

また、区の窓口では、一律のご案内ができるよう、障害者福祉ガイドを用いて活用できるサービス等をご案内しております。今後も、より分かりやすいガイドブックを作成し、窓口対応の向上に努めてまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課

当日の質疑応答

PTA： 障害といっても多様化してきて、ひとくくりではもう行かない時代です。電話で聞くとどうしても5分以上待たれ保留が長くなっているため、障害関係のホームページの充実を図っていただきたい。少しでも見てわかるようにお願いします。

障害福祉課： いただいた意見に留意していきたい。

1. 生活に関すること

(8) 障害のある子どもを病院に連れて行くのは本当に大変です。障害者に理解、経験のある専門の医療機関を増やしていただきたいです。子どもが騒いだりすると周りに対して親の肩身が狭い思いが大きくなるばかりで負担になります。また、予防接種なども柔軟に対応していただける期間があるとよいです。

回答内容

本市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)」を制定し、障害のある方もない方も安心して地域で生活を送ることができるよう、事業者や市民の方に対しても、障害のある方の困りごと・配慮例を広報し、障害者理解の促進や差別解消に関する啓発を行っているところです。医療機関に関しても、「障害を理由とする差別の階層に関するパンフレット」を配布し、障害のある方への差別の禁止や合理的配慮の提供等について、啓発を行っております。

また、本市では埼玉県と共催で、発達障害者等が日頃より受診する医療機関で、どの地域においても一定水準の発達障害への対応が可能とすることを目的とした、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を実施しております。今後につきましても、研修開催のほか、パンフレットの配布やホームページ等を通じ、医療機関をはじめとした事業所や市民の方に対して、障害者理解の促進や差別解消に関する啓発を行ってまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

当日の質疑応答

PTA： 保護者は病院で子供が騒いでいることを、周りの方が理解されていないがためにとても肩身が狭い。ノーマライゼーション、みんな平等だよっていう話は分かるが、健常者には障害者、もしくは障害者の親に少しでも歩み寄りを持っていただきたい。就学前の健康診断など、障害児だけが利用できる時間を設けるなど配慮をしてほしい。また、施設的なところでも事前的改善措置を行ってほしい。

障害政策課： 今年も12月6日に、北区のプラザノースで障害者週間の催しとして「市民のつどい」を開催させていただく。このような形で幅広い市民の皆さんに理解、障害のある方への理解・合理的配慮を進めていきたい。その障害者への理解の中で事前的改善措置、そういったものをある程度進めていければ、障害のある方たちでも、少しは生活しやすいような環境整備が社会全体で進むと考え、呼びかけを行っております。

PTA： 医療機関の施設等整備に関して、発熱外来の対応は、子供が騒がしいからではなく、発熱があり感染防止のために隔離するわけだが、車で医療機関に行き、自家用車の中で待機しタイミングを見て、先生が診察する。そういった仕組みが障害のあるお子さんが医療機関を受診もしくは予防接種受診するときにすごく助かる。

障害政策課： おっしゃられた通りコロナ禍で発熱外来や事前予約のシステムなど、大分進み、他のサービスも行きやすくなったというメリットがあります
そういった形でICT技術などを、うまく活用して合理的配慮である事前的な環境整備が進めば、もう少し住みやすい社会が進んでいくのかなと考えております。ただ、ICT化が進むと、目が見えない方がタブレット等を使用できないように、それが使えないという障害のある方もいらっしゃる。そういった反面性もあるため、うまくバランス取りながら、すべての人が暮らしやすい社会に進められるような取り組みを呼びかけていこうと考えております。

PTA： 子どもの友達のお母さんが、お子さんが通っていた歯医者さんで暴れるようになりうまく見てもらえないようになり、他の歯科医院の紹介もなくうちではもう見るできないと言われた。歯科医院同士の繋がりがなく障害者歯科を提案できなかったようだ。特別支援学校入学後、保健日より、障害者が受診できる病院について書かれており知ることができた。

障害政策課： システム化されていないことから、可視化できなくて結局口コミで、保護者間の情報とかで共有されているのが実情です。最近は医療ナビがあって、診察時間や診療科目などが一覧で見られるシステムにはなっているが、障害のある方への対応まではおそらく、ネット上には出ておらず、口コミや、保護者のコミュニティの情報などに頼らざるをえないのが実情だと思います。

PTA： 医師会だけでなく、利用の多い機関一覧を作っていただくと助かります。さいたま市のホームページの医療欄で「障害」とキーワードを設け、登録業者で普通の歯科もやっているし障害歯科やっている、といったことが検索でわかるようなホームページの改正を行ってほしい。(隣の市くらいの機関までわかるといい)さいたま市のホームページを検索すれば何とかかなと思えるぐらいに、ホームページが利用できるといい。

障害政策課： 私どもとしても、発達障害がある方の使えるサービスの事業所の一覧を、市のホームページで検索できるようなシステムを導入することや、いろいろ試行錯誤しながら進めさせているので、関係部局と連携を図りながらそういったものの1つとして検討していきたいと思っております。

1. 生活に関すること

(9) 計画相談事業を充実させ、セルフプラン率を減少させる取り組みをお願いいたします。

回答内容

やむを得ずセルフプランとなっている方や、状況によって専門的な目線で適切なサービスの利用に繋げるべく計画相談支援等の導入が必要な方が、相談支援専門員の不足により支援が受けられない事は課題であると認識しております。計画相談事業を充実させ、セルフプラン率を減少させる取り組みとしましては、既存の事業所とともに事業所開設に向けた説明会を開催したところです。こうした事業所を増やす取り組みを行い、相談支援の充実に努めてまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課

相談支援専門員が不足している原因の一つとして、埼玉県が実施する相談支援従事者初任者研修の受講枠よりも受講希望者が多く、受講を希望する人が研修を受講できていないことが考えられます。講師を担う人材の確保等の問題から受講枠を増やすことが難しい現状がございましたので、令和4年度より、埼玉県や中核市と協力して講師の確保に努め、受講枠を増加することができました。研修受講者が増加することにより相談支援専門員も増加してまいりますので、今後も、埼玉県と連携して相談支援専門員の増員について取り組んでまいります。また、本市では国庫補助金を活用して障害福祉サービス事業所の民間整備を促進しており、整備計画の選定を行う際には相談支援事業所の整備を併せて行う計画を優先して採択しているところです。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

当日の質疑応答

- PTA： セルフプラン減少させる取り組みをしているとのことですが、実際、年々セルフプラン率は増加していると思う。さいたま市は60%位。率が減少していないので、今のさいたま市の取り組みでは難しいと思う。8050問題（8050問題とは、80代の高齢の親が、50代の子どもの生活を経済的・精神的に支え続け、社会的に孤立し、困窮する家庭が増えている社会問題）もあるので、児童より成人を優先することはわかるが、児童はセルフプランに頼っている現状がある。相談員に相談し、児童の時から適切な療育を受けることは大切である。児童の相談支援の事業所数は増えている？
- 障害政策課： 児童の相談支援の事業所数は、年々増加しており現在60~70箇所です。相談支援の開設に係る説明会を開催しているところではあるが、効果があるのであれば継続していきたい。他にもより適切な方策を検討している（他市の取り組み含め）。
- PTA： 配布資料にもあるとおり、金沢市はセルフプランの減少に成功してい

る。金沢市はセルフプラン率 30⇒10%になった。金沢市にやり方等を聞くなどしてほしい。金沢市は、相談支援計画に防災計画を盛り込むことを条件としており、そうすると保護者がプランを作れないことから、セルフプラン率が減少したのではないかと考えている。

障害政策課： 参考にする。

1. 生活に関すること

(10) ショートステイ施設にて日中一時支援を現実的に利用できるようにしていただきたいです。保育園にならし保育があるように、ショートステイ施設にもならし保育のようなものがあれば、子どももスムーズな宿泊ができると思います。

回答内容

子どもが安心して施設を利用できるようにするためには、段階的な慣れの機会が重要であると認識しております。現在、ショートステイは宿泊を伴う支援として位置づけられておりますが、日中のみの滞在については「日中一時支援事業」の活用が可能です。ショートステイ施設での日中一時支援が身近に利用できるように、障害福祉サービス事業者への集団指導の場や、新規事業所の開設相談の際に制度説明を行い、事業所の増加に努めてまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害福祉課
福祉局 障害福祉部 障害政策課

当日の質疑応答

- PTA： 日中一時支援事業を行うショートステイ施設を増やしてほしい。実際に利用する子供が施設や職員に慣れないと実際には利用できない。また、中学生がショートステイを利用できる施設は市内に4箇所のみで実際に連絡をすると実績がないことから断られるのが実情である。
- 障害福祉課： 短期入所の事業所を母体として日中一時支援を展開している事業所が少ないため、生活介護の事業所や放課後等デイサービスの事業所にも日中一時支援の事業所として登録していただくよう働きかけているところです。また、短期入所を母体とする事業所だけではなく、生活介護を母体とし、日中一時支援事業所として登録している場合も、成人に限らず日中一時支援の受給者証をお持ちの方であればどなたでもご利用できます。

2. 進路・卒業後に関すること

(1) 就労先を増やしていただきたいです。特に緑区や南区の生活介護事業所が足りていません。また、共に就労する健常者の方々に、こちらの障害についての理解が得られるよう就労先へのケアワーカーの配置などを検討していただきたいです。

回答内容

<生活介護事業所の不足> 国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所の令和7年度の施設整備については、対象地域をさいたま市全域としておりますが、整備地を選定項目とし、各区の生活介護の定員数を考慮しております。補助金により整備を促進する際は、引き続き施設の整備状況を踏まえた整備計画の募集に努めてまいります。

また、生活介護事業所等へのケアワーカーの配置については、本市としては事業所にケアワーカーの配置の義務付け等を行っておりませんが、事業所の職員が障害についての理解が深められるよう、必要な方法を検討してまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

<就労先のケアワーカーの配置など> 障害者の働く場としましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、企業は雇用率に応じた障害者を雇用する義務がありますので、多くの企業が雇用を進めているところですが、令和6年度の法定雇用率達成企業の割合は46.0%となっており、過半数の企業が達成できていない状況です。さらに令和6年4月からは法定雇用率が2.5%に引き上げられたことから、対象となる企業は増え、企業への周知や働きかけの重要度は高まっております。障害者総合支援センターでは、ハローワークや埼玉県障害者雇用総合サポートセンターといった関係機関と連携して職場開拓を進めており、障害種別によって、どのような仕事の切り出しができるか企業との相談・調整も行っております。ケアワーカーの設定については、個々の会社への設置は行っておりませんが、当センターのジョブコーチが職場を訪問して作業内容や職場環境、労働条件、人間関係など、本人の悩み事を把握し、企業との調整を行っております。今後も職場の開拓や障害者が長く働ける環境づくりを進めてまいります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター

当日の質疑応答

- PTA： ケアワーカーの配置を義務づけていないとあるが、昨今福祉施設等で事件などある中で、働き口にも必要になるのではないか。
- 障害政策課： 各事業のサービス内容にもよるが、サービスの種類ごとに人員配置基準が定められている。ケアワーカーという名称ではないが生活支援員が配置されている。
- PTA： 就労施設になじめず新たな就職先を探す際に、障害者総合支援センターの就労相談窓口を利用するがなかなかこちらに歩み寄りがなく、一般就労の相談窓口と変わらないように感じる。相談の門を広く持っていただきたい。また浦和特別支援学校向けに市の説明会を開いていただきたい

い。学校は学区内の事業所しか情報が無い。

〈別添回答書を参照〉

回答： 進路説明会の件ですが、就労支援係では、特別支援学校さいたま桜高等学園など一般就労を予定している生徒や保護者を対象に、センターの役割や利用方法の説明を学校に伺い行っております。今回の浦和特別支援学校につきましても同様に、一般就労を予定しているのであれば伺って説明するのは問題ありません。仮に説明会に就労支援係が参加しなくても、区の支援課、福祉まるごとや生活支援センターのほか、ハローワークや就労移行支援事業所などから、当センターの案内をされるので問題はないと思います。なお、同校を含め市内在住の3年生が通学している学校を対象に、一般就労を予定している生徒がいるかを確認し、対象生徒や保護者に対しては、学校を通じて、センター登録の案内を行っております。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター

2. 進路・卒業後に関すること

(2) 就労施設の支援の充実をお願いしたいです。利用時間が15時までの所が多く、働いている共働き親は、子どもが卒業後において親の働く時間短縮等で仕事面や金銭面で大変困っている状況です。

回答内容

本市では国庫補助金を活用して生活介護事業所などの民間整備を促進しており、送迎時間や終業時間の設定につきましては、人員配置等、事業所ごとに状況が異なることから、基本的には各事業所の判断としておりますが、整備計画の選定を行う際には延長支援加算を実施する計画を優先して採択しているところです。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

2. 進路・卒業後に関すること

(3) 将来親が老いたとき、誰でも入所できるグループホームや施設を増やしていただきたいです。また、増やした施設がホームページでわかるようにしていただきたいです。

回答内容

本市では、さいたま市障害者総合支援計画 2024～2026（令和 6～8 年度）において、令和 8 年度までに市内グループホームの定員数を 2,000 人とするを成果指標として掲げ、民間整備を促進しております。また、同計画では「市内グループホームの重度障害者受入定員数」も成果指標としており、重度障害者を対象とするグループホームの整備促進にも取り組んでおります。なお、ホームページの作成につきましては、さいたま市で指定をした住居の一覧を公開しております。要望等を頂いた際には、誰もが見やすく使いやすいようなホームページになるように検討させていただきます。

当日の質疑応答

PTA： グループホームの増設に関して目標の 2000 人に向けてどのような状況か。また目標数の 2000 人で今後も足りるのか？

障害政策課： 令和 6 年度のグループホームの定員数は約 1200 人。

〈別添回答書を参照〉

懇談会の際、令和 7 年 1 1 月 1 9 日現在の定員数は約 1, 7 0 0 人と回答しましたが、実際に令和 7 年 1 2 月 1 日付けのグループホームの定員数は 1, 9 0 3 人となっております。障害者総合支援計画の目標である、グループホームの定員数 2, 0 0 0 人は達成する見込みです。なお、複数の障害者団体からは、重度障害者の住まいの場が不足しているとの声をいただいております。それを受け、市としては毎年、重度障害者の入居に関する需給調査を行っております。その調査結果で算出された、不足する重度障害者の受入可能定員数を満たすよう、グループホームの整備促進を行っていく予定です。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

3. 教育に関すること

(1) さいたま市立の知的障害者の特別支援学校を作っていただきたいです。また、浦和工業高校跡地への予定について、進捗報告を毎月ホームページ等で教えていただきたいです。

回答内容

現在、市立特別支援学校（知的障害）の新設に向け、県立浦和工業高校跡地は候補地の一つとして、検討を進めております。できる限り早期に知的障害の児童生徒の教育環境を改善できるよう、市立特別支援学校の設置に向け、引き続き、検討を進めてまいります。

なお、検討状況の報告につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

回答課：教育委員会 学校教育部 特別支援教育室

当日の質疑応答

★当日の埼玉新聞にて、令和 33 年に県立浦和工業高校跡地にさいたま市立支援学校設立決定の連絡がありました。

PTA： 県立の特別支援学校と市立の特別支援学校は何が違うのか？
すべてさいたま市立にできないのか？

特別支援教育室： 特別支援学校の設置義務は、都道府県にあります。さいたま市としては、県立特別支援学校に就学する子供が増加し、過密な状況になっており、県でもさまざまな対策を講じてきたが、十分に解消が図れないので、さいたま市も協力することになった。特別支援教育を必要とするお子さん一人一人に合った個別の指導計画のもとで教育が行われるため、学校による学習内容の違いはないが、さいたま市の先生が教えるか、埼玉県の先生が教えるか、そういう違いです

PTA： 開校までの 8 年間でどうするのか。
もう許容を超えているところに対して、今後も増え続けていく。何か別の策も考えてほしい、8 年後にできるから問題がありませんではなく、8 年間の問題をどうなくしていくか、そちらにシフトして考えてほしい。

特別支援教育室： 新たなものを作るとなるとどうしても設計とか工事と時間がかかってしまう。しかし、さいたま市のお子さんのために、さいたま市としても、県立特別支援学校の学校環境をよくしていくために、県には今後も必要に応じて要望していく。

3. 教育に関すること

(2) 特別支援学校を卒業後の18歳以降に学べる選択肢がほとんどありません。福祉カレッジや就労移行以外を教えてください。また、障害のある子どもが学ぶ機会や場所を作ってください。

回答内容

本市において、福祉カレッジや就労移行以外の障害者の学びの場としては、埼玉県障害者交流センターや障害者福祉施設みのり園、地域活動支援センターでも文化的活動やレクリエーション活動が行われています。さいたま市内の公民館では、障害者の生涯学習を目的に、障害のある方の参加しやすいテーマでの事業が計画されています。(参考リンク参照) また、障害のある方の社会参加と健康増進を目的に、各種スポーツ教室を開催しております。県内の障害者スポーツ団体と連携して実施しておりますので、競技に興味を持っていただいた場合には、競技団体の練習会や競技チームの御案内も可能です。

参考：公民館を利用してみませんか！？

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/003/006/004/p087446.html>

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

3. 教育に関すること

(3) 特別支援学校の先生の数を増やしていただきたいです。また、通常学校（通常級、支援級）でも障害児に対する知識や経験が豊富な先生を増やしていただきたいです。

回答内容

<採用・職員配置> さいたま市教育委員会では、特別支援教育担当の教員の採用に取り組んでおります。志願者数や欠員数の関係から、採用数を大きく増やすことは難しい状況ですが、受験資格に特別支援学校教諭の免許を必須とし、特別支援教育に関する知識や経験を有する教員を増やすことを重視しています。これにより、通常の学校でも障害のある児童生徒への理解や指導経験が豊富な教員を配置できるよう努めております。

回答課：教育委員会 学校教育部 教職員人事課

<研修> 本市では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行うために、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図っています。特別支援学校の教職員のみならず、特別支援学級や通常の学級等の教職員についても特別支援学校教諭免許状取得に必要な単位を修得できるさいたま市教育委員会免許法認定講習を年間6講座12日間実施しているところです。また、特別支援ネットワーク連携協議会では、市立または県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや、医療、福祉等の専門機関から職員を学校に派遣して、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援の仕方についてアドバイスをする取組を行っております。さらに、特別支援教育研究ネットワークでは、様々な特性のある児童生徒に対する指導事例を、ネット上で共有できるシステムを構築しております。その他、管理職や特別支援学級担当者、通級指導教室担当者、特別支援学校担当者、特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育の研修会を実施し、全ての児童生徒に対し適切な支援ができるように特別支援教育に関する専門性の向上に努めております。

回答課：教育委員会 学校教育部 特別支援教育室

3. 教育に関すること

(4) 支援学校判定がでた子どもが地域の学校の支援学級に入った場合、学校現場の風当たりが強く、肩身の狭い思いをして親子共につらい気持ちになりました。そのため特別支援学校に移籍しました。今後同じように感じる保護者、子どもを増やさないようにさいたま市の支援をお願いします。また、相談できるところをさいたま市で作っていただきたいです。

回答内容

就学支援委員会の判断が特別支援学校であっても、小・中学校の特別支援学級への入級も可能であり、本人や保護者の意向を尊重して就学先を決定していただいております。各学校にも上記のことは伝えておりますが、引き続き、各学校が児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や、保護者の気持ちに寄り添った丁寧な相談を行うよう、研修会等で伝えてまいります。

回答課：教育委員会 学校教育部 特別支援教育室

4. その他

(1) 障害者施設、高齢者施設、保育所等が繋がりを持てる公共施設があるとよいです。障害児が安心して遊べる場所など公共機関でアクセスしやすい場所に設置していただきたいです。新しく新設する新都心区役所に設置をお願いいたします。

回答内容

さいたま市公共施設マネジメント計画では、新規整備を抑制し、施設の複合化を推進しながら、施設総量を削減する方向性を打ち出しており、新規の施設を設置することは難しい状況でございます。要望内容にあるような施設については、懇談会の場で、この要望に至った背景や現状などの話をお聞きした上で、関係部署へ情報共有等を図ってまいります。また、新庁舎に関する意見等は下記のとおりパブリックコメントの実施を計画しております。・さいたま市新庁舎整備基本設計（素案）…令和7年10月27日から令和7年11月28日まで・さいたま市現庁舎地利活用計画（骨子）（素案）…令和7年11月17日から令和7年12月19日まで。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

4. その他

(2)「どこシル伝言板」の周知・啓発をお願いしたいです。

回答内容

迷い人等の保護において、「どこシル伝言板」は有効なツールの一つであると考えておりますが、他導入自治体や本市における活用状況について聞き取りによる調査を実施した結果、現状では実際にバーコード読み取りにより迷い人の通報や保護に至った実績が無いため、障害福祉分野における導入につきましても、慎重に調査研究する必要があると考えております。引き続き、地域で援助や配慮を必要としている方が、周囲から適切な支援を受けられるようヘルプマークの周知啓発に取り組むとともに、他自治体における障害のある方が迷い人になった場合の対策について注視して参ります。

回答課：福祉局 障害福祉部 障害政策課

当日の質疑応答

PTA： どこシル掲示板に関して、QRコードっていうプライバシーをある程度守りつつもQRコード読み取ってくれた人からは、助けを求められるというような制度で画期的であると思う。以前、迷子を保護したのですが、その時のお子さんは、障害があり所持品はなく話もできない。シャツ一枚の状態、住宅街を歩いているところを発見しました。どこシル伝言板であれば下着にQRコードが縫いつけられていれば、保護に繋がったと考えている。

障害政策課： どこシル掲示板は、高齢者を対象に導入している自治体が多く、聞き取り調査を行ったところ、実績として発見につながる実績が見られなかった。障害者にも導入している自治体もありましたが、いずれも発見につながる実績はない。また、ある自治体が警察署から、靴にICチップを付けた方が効果的との助言をうけたこと。すみやかに発見することが重要であることから、親御さんのスマートフォンと連携することで、他人を介さずに居場所を特定できるからだろう。見守りシールを含めいろいろな意見・方法がある。他の政令市や自治体でどのような取り組みをしているのかを引き続き注視していきたい。

PTA： ICチップを行政として推奨でき、進めていくことはできるのか

障害政策課： 費用がかかるものなのでなかなか難しい

PTA： 契約しても利用実績がなくとも費用がかかるから、もういいかと解約したという方をよく聞く。難しいと思うが市として、支援いただきたいと思う。私が遭遇したお子さんは下着しか着てなく靴も履いていなかった。この実例も含め検討して行ってほしい。(要望)